

「区役所改革の基本方針（改定版）」（案）について 市民の皆様からの御意見を募集します

川崎市では、平成28年3月に「区役所改革の基本方針」を策定し、区役所発のサービス向上と共に支え合う地域づくりの取組を進めてきましたが、策定から約10年が経過し、デジタル化の進展や地域コミュニティにおけるつながりの希薄化など、区役所を取り巻く環境が大きく変化しました。

今後の10年程度を見据え、これからの区役所が果たす役割や、デジタル技術の活用や地域づくりの推進等の取組の方向性を改めて示すため、令和8年3月に本方針を改定します。改定案として「区役所改革の基本方針（改定版）」（案）を取りまとめたので、11月26日から12月25日までパブリックコメントにより意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和7年11月26日（水）から12月25日（木）まで

※郵送の場合は、12月25日（木）消印有効です。

※持参の場合は、期間内の午前8時30分から午後5時15分までにお越しください（土日を除く。）

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ
- (2) 各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館、各図書館
- (3) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課（川崎市役所本庁舎21階）

3 意見の提出方法

- (1) 川崎市ホームページ

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページへアクセスし、専用フォームから提出
URL <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000181921.html>

- (2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
川崎市 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課 宛て

- (3) FAX

044-200-3800



市ホームページ

- ※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ※2 電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御承知おください。
- ※3 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合にのみ利用し、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき適正に取り扱います。
- ※4 御意見に対する個別回答はいたしません。類似の内容ごとに整理・要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて、後日、川崎市のホームページ等で公表します。

4 説明会のお知らせ

「区役所改革の基本方針（改定版）」（案）について、内容の説明や質疑応答を行うため、説明会を開催いたします。

【日 時】 令和7年12月14日（日）午後2時00分～午後4時00分（開場 午後1時30分）

【場 所】 川崎市役所本庁舎304会議室（住所：川崎市川崎区宮本町1番地）

【申 込】 川崎市ホームページ（<https://logoform.jp/form/FUQz/1298882>）、電話、FAX 又はメールで

11月30日（日）までにお申し込みください。【事前申込制・定員なし】

（電話 044-200-2459、FAX 044-200-3800、メール 25kusei@city.kawasaki.jp）

※託児利用の希望がなければ、12月10日（水）まで申込可能です。12月1日（月）以降の申込みは、区政推進課へ電話、FAX 又はメールで御連絡ください。

＜問合せ先＞

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課 菅原
電話 044-200-2258